様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 8 日

大阪府知事　　殿

提出者
住　所　貝塚市　堤３００番地

氏　名　ジェイ-ワイテックス　株式会社
代表取締役社長　木村　英興

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０７２－４３６－６８０２

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジェイ-ワイテックス　株式会社　第２事業所
事業場の所在地	貝塚市　堀１丁目１２番２号
計画期間	令和　６年４月１日～令和　７年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	２２：鉄鋼業
②事業の規模	売上高　５，２３３　百万円
③従業員数	１２６名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
（管理体制図）別紙の通り			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（　　５年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強酸（有害）：廃塩酸	②強酸（有害）：廃塩酸
	排出量	339 t	929 t
	（これまでに実施した取組） 塩酸の鉄分管理により建浴の最適な時期を把握。 昨年１１月塩酸測定器故障したが、今年３月更新済み。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強酸（有害）：廃塩酸	②強酸（有害）：廃塩酸
	排出量	339 t	929 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特になし		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特になし		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（　　５年度）実績】			
③廃石綿等（飛散性）	④強酸：廃塩酸	―	―
0.2　t	58　t	―　t	―　t
【目標】			
③強酸：廃塩酸	―	―	―
58　t	―　t	―　t	―　t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　５年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>①強酸（有害）：廃塩酸</td><td>②強酸（有害）：廃塩酸</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>①強酸（有害）：廃塩酸</td><td>②強酸（有害）：廃塩酸</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　５年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>①強酸（有害）：廃塩酸</td><td>②強酸（有害）：廃塩酸</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>①強酸（有害）：廃塩酸</td><td>②強酸（有害）：廃塩酸</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（　　５年度）実績】			
③廃石綿等（飛散性）	④強酸：廃塩酸	―	―
― t	― t	― t	― t
【目標】			
③強酸：廃塩酸	―	―	―
― t	― t	― t	― t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（　　５年度）実績】			
③廃石綿等（飛散性）	④強酸：廃塩酸	―	―
― t	― t	― t	― t
― t	― t	― t	― t
【目標】			
③強酸：廃塩酸	―	―	―
― t	― t	― t	― t
― t	― t	― t	― t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　　５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	①強酸（有害）：廃塩酸	②強酸（有害）：廃塩酸
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	①強酸（有害）：廃塩酸	②強酸（有害）：廃塩酸
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	①強酸（有害）：廃塩酸	②強酸（有害）：廃塩酸
全処理委託量	339 t	929 t
優良認定処理業者への処理委託量	339 t	― t
再生利用業者への処理委託量	― t	929 t
認定熱回収業者への処理委託量	― t	― t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	― t	― t

（これまでに実施した取組）

廃塩酸の処分方法は、塩化鉄化または中和です。廃塩酸は、塩化鉄化の処分業社２社、中和の処分業社２社と契約しており塩化鉄化を優先していますが、塩化鉄の需要がないときには塩化鉄化をおこなっている処分業社への搬入は受け入れてもらえず、中和の処分業社での処分になっています。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（　　５年度）実績】			
③廃石綿等（飛散性）	④強酸：廃塩酸	－	－
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
③強酸：廃塩酸	－	－	－
－ t	－ t	－ t	－ t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（　　５年度）実績】			
③廃石綿等（飛散性）	④強酸：廃塩酸	－	－
0.2 t	58 t	－ t	－ t
0.2 t	－ t	－ t	－ t
－ t	58 t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">②計画</td><td>【目標】</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>①強酸（有害）：廃塩酸</td><td>②強酸（有害）：廃塩酸</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>339 t</td><td>929 t</td></tr>
<tr><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>339 t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>929 t</td></tr>
<tr><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
できる限り廃塩酸は、塩化鉄化を実施する。
</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td>【前年度（　　５年度）実績】</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>1326 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストを運用していく。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2 当該年度の６月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

処理工程フローチャート

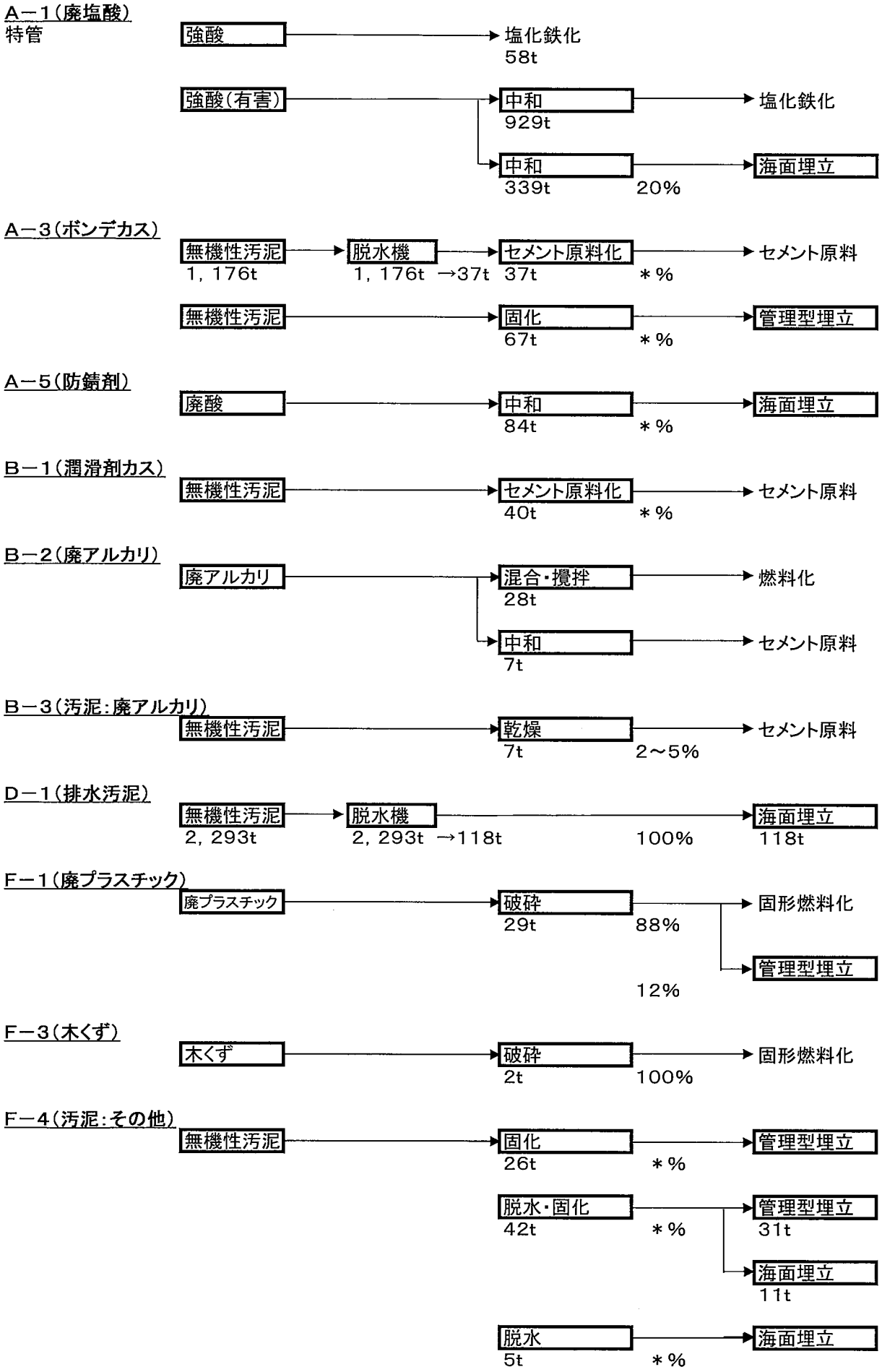

処理工程フローチャート（続き）

G－1（廃油）

廃油 → 乾燥（5t）→ 燃料化（＊%）

G－2（油泥）

油泥 → 乾燥（17t）→ セメント原料（＊%）

F－5（陶磁器くず）

陶磁器くず → 破砕（0t）→ 管理型埋立

F－7（コンクリート破片）

がれき類 → 破砕（0t）→ 路盤材等再生利用

F－7（石綿含有がれき類：スレート）

石綿含有がれき類 → 破砕（0t）→ 管理型埋立

F－8（廃石綿：断熱材）

特管

廃石綿 → 管理型埋立（0t）

発生工程　フローシート

A. 酸洗工程

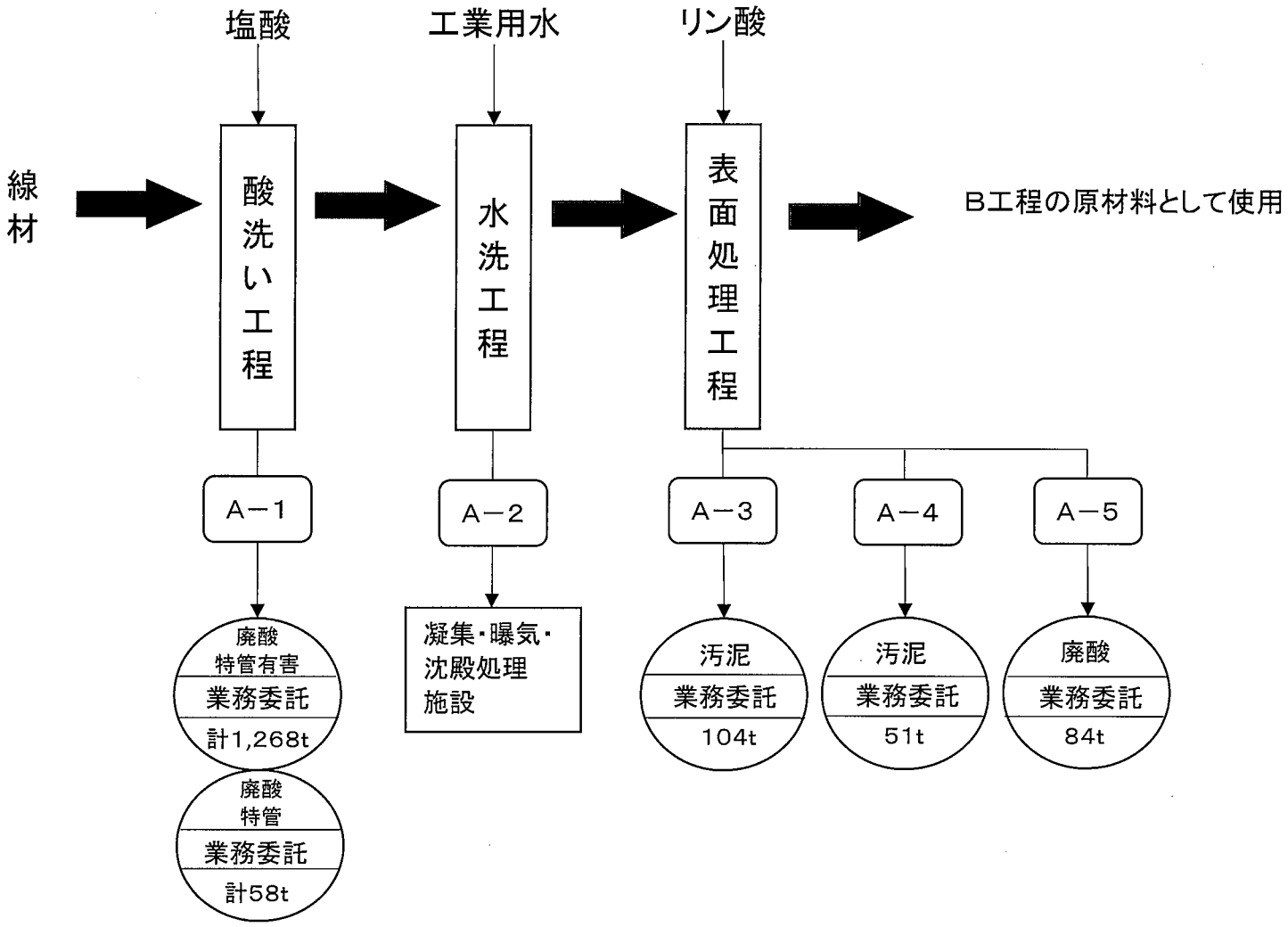

発生工程　フローシート

B. 伸線工程

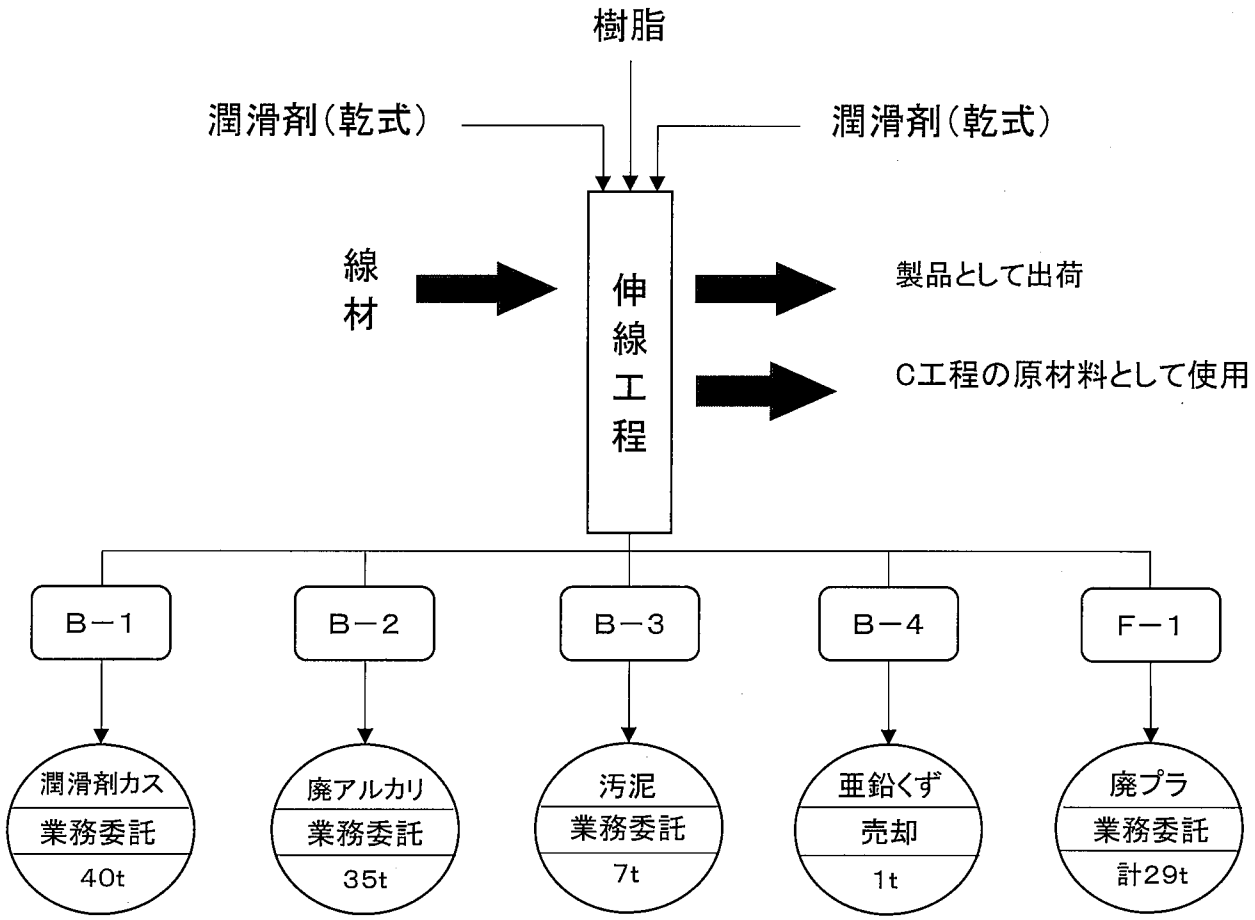

発生工程　フローシート

C. めっき工程

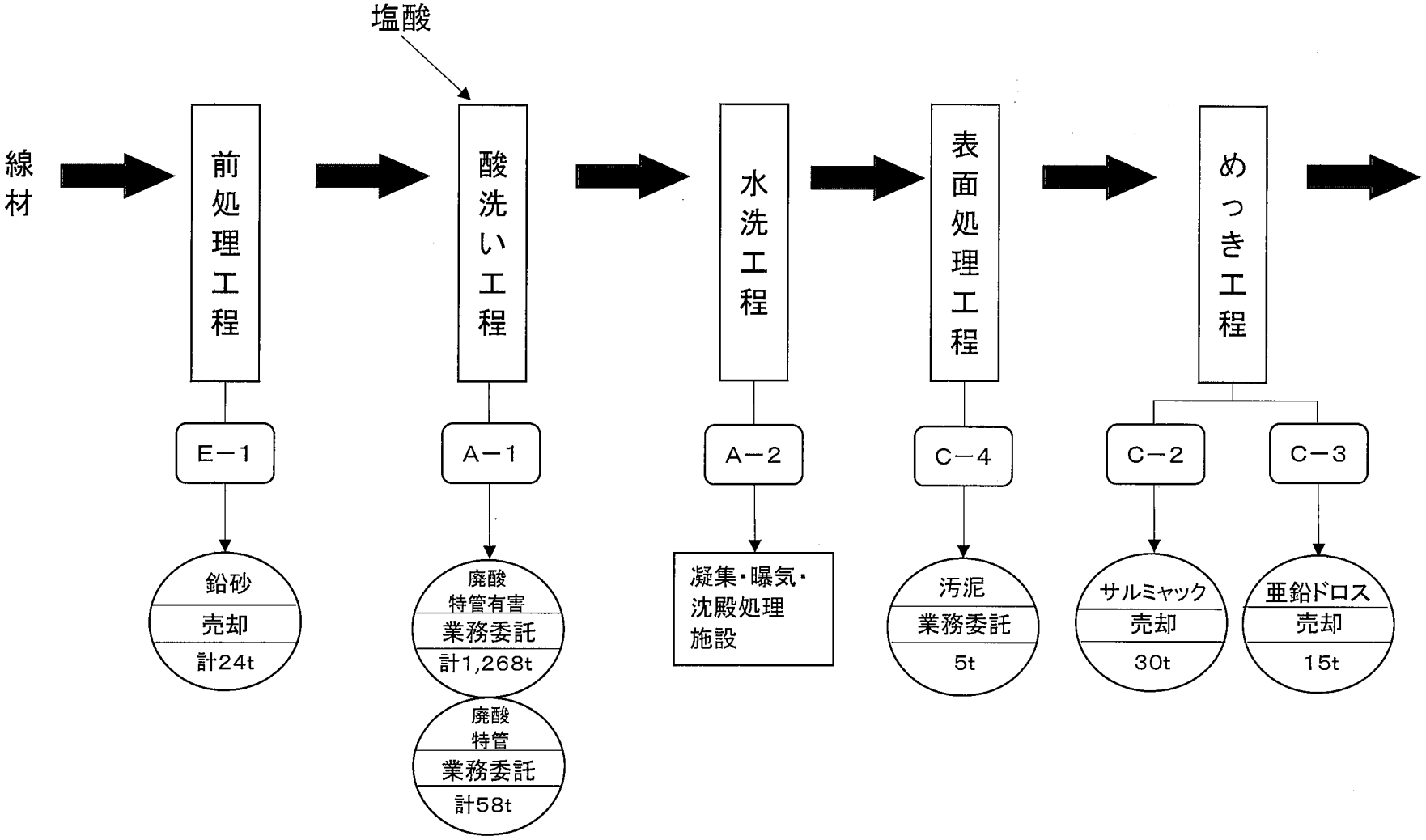

発生工程　フローシート

D. 排水処理(凝集・曝気・沈殿)工程

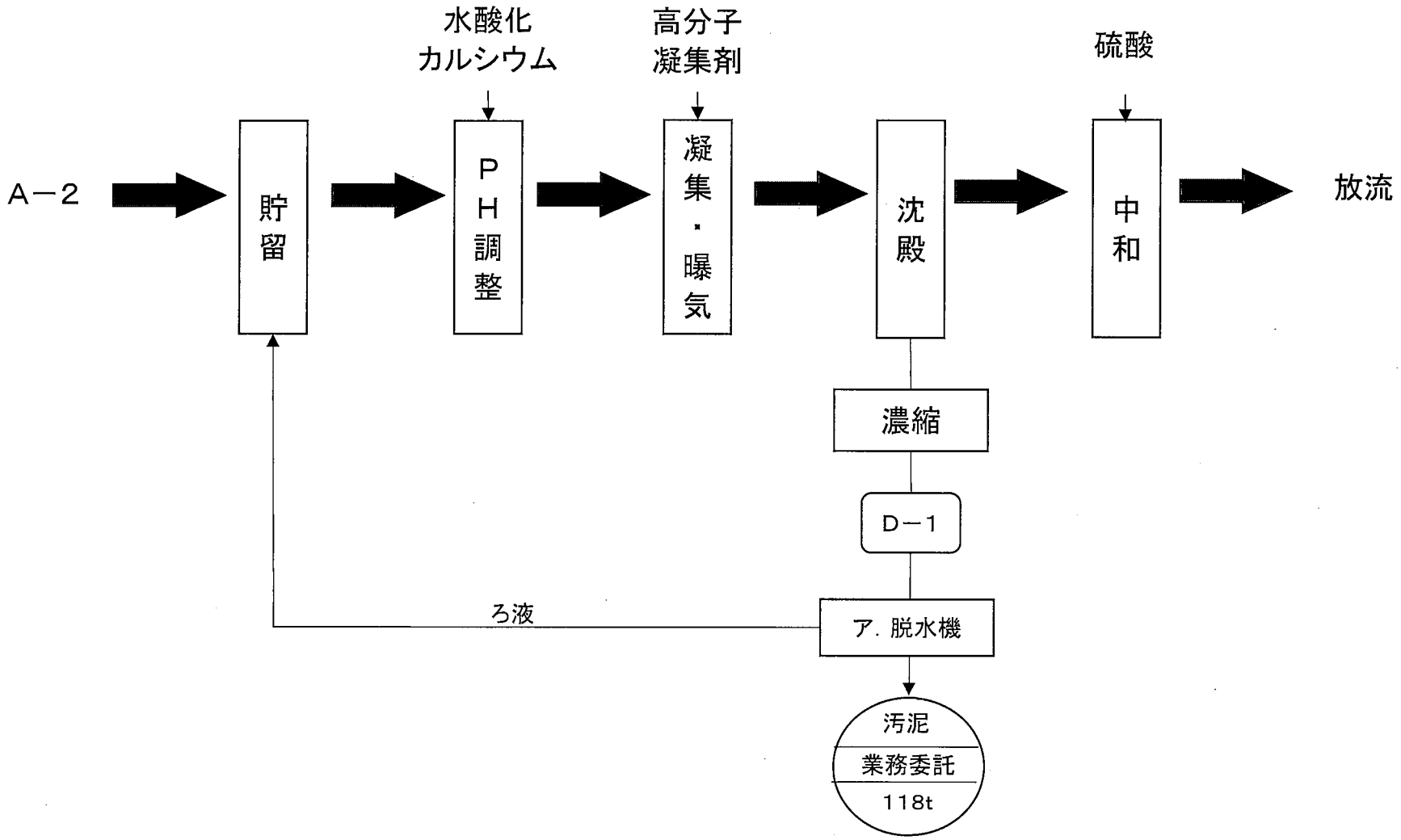

発生工程　フローシート

E. 熱処理工程

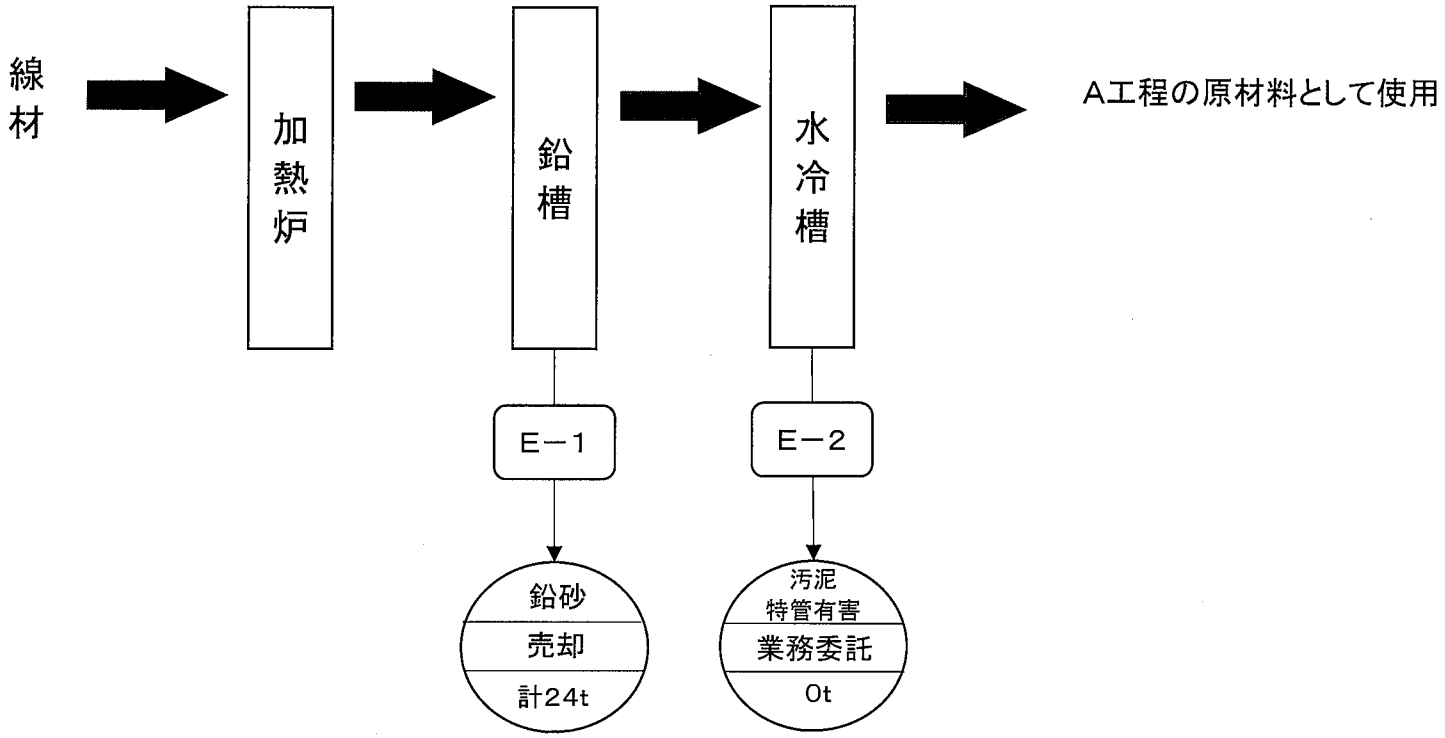

発生工程　フローシート

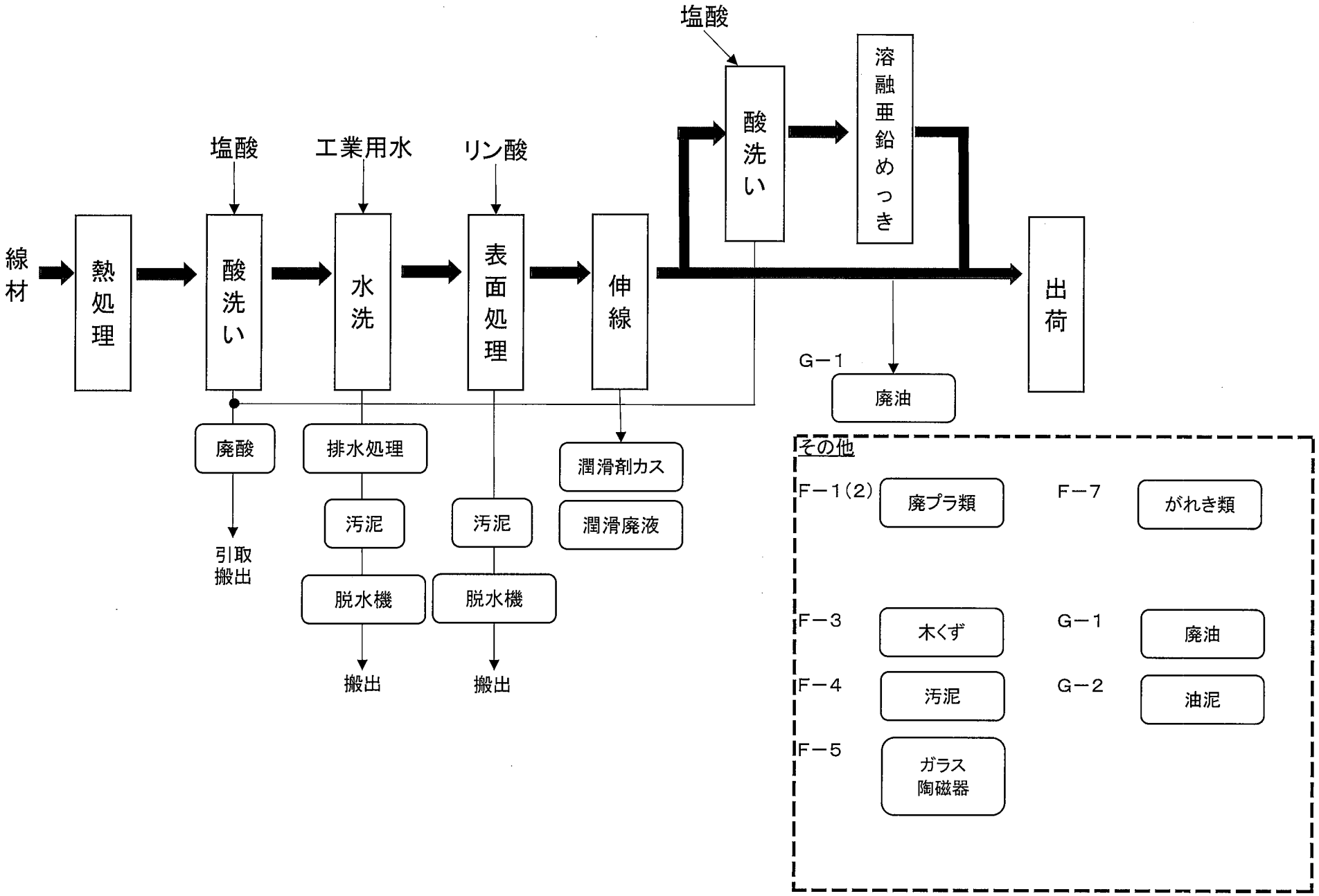
線材
熱処理
塩酸
酸洗い
工業用水
水洗
リン酸
表面処理
伸線
塩酸
酸洗い
溶融亜鉛めっき
出荷
G－1
廃油
廃酸
引取
搬出
排水処理
汚泥
脱水機
搬出
汚泥
脱水機
搬出
潤滑剤カス
潤滑廃液
その他
F－1(2)
廃プラ類
F－7
がれき類
F－3
木くず
G－1
廃油
F－4
汚泥
G－2
油泥
F－5
ガラス
陶磁器

管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕

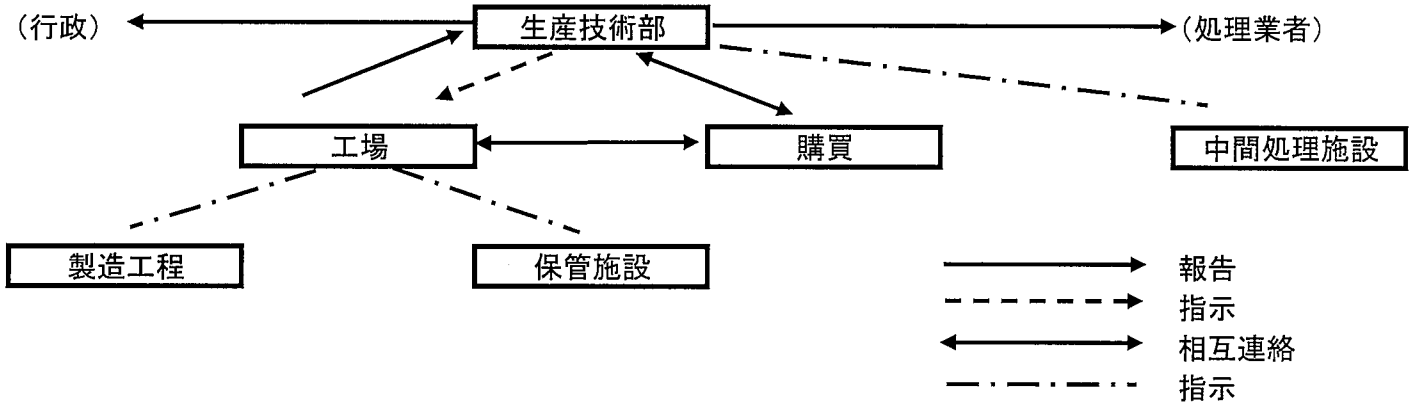

〔各部署の役割〕

部署	役割
生産技術部	・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設（事業場内・外）の定期的査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理
工場	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等
購買	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容をプロセス開発Gr に報告